

児童相談所移管に係る特別区の検討状況及び 効果的な児童相談行政の推進に向けた検討について

1 主旨

区は、児童福祉法の改正に伴い、児童相談所の移管を受け、児童相談所と子ども家庭支援センターが一体となり、一元的かつ地域の支援を最大限に活用した総合的な児童相談行政の実現を目指している。

今般、児童相談所の移管に向けた特別区全体の検討状況とともに、本区の特性を活かした効果的な児童相談行政を推進するための検討体制等について報告する。

2 特別区の検討状況

この度、特別区長会において、特別区全体の検討状況等を以下のとおりまとめ、平成28年11月の特別区長会総会にて確認された。今後、これらを基に特別区において更なる検討を進めるとともに、東京都との協議方法等を調整していく。

(1) 児童相談所を移管するに当たっての課題の抽出・整理について

各分野の課題を抽出し、「各区課題」、「共通課題」、「都協議課題」に分類・整理した。

(別紙1「児童相談所を移管するに当たっての課題の抽出・整理(概要版)」のとおりに)

(2) 児童相談所の移管に向けた具体化の検討の再調整について

希望区における検討状況を取りまとめた。(別紙2「児童相談所の移管に向けた具体化の検討の再調整について～希望区における検討状況～(概要版)」のとおりに)

(3) 児童相談所開設に向けたロードマップ(全体)について

児童相談所開設までに検討・協議・調整等が必要となる主な項目について取りまとめた。(別紙3「児童相談所開設に向けたロードマップ(希望区全体版)」のとおりに)

3 世田谷区における効果的な児童相談行政の推進に向けた検討について

区における児童相談所の開設に向けては、地域に子ども・子育て・若者支援に関する人材や資源が多く、また、地域行政を推進しているという区の特性を活かし、効果的な児童相談行政を実現するため、平成28年度は、庁内検討に加え、外部有識者によるアドバイザー会議により検討を進めるとともに、平成29年度からは関係機関等を含めた検討委員会を設置する。

検討委員会では、効果的な児童相談行政のあり方に関する議論のほか、児童相談所設置市が担う社会的養護や障害児支援体制の充実等について検討を行う。

(1) アドバイザー会議（平成29年1月～3月）

※五十音順、敬称略

	アドバイザー	経歴
1	一場 順子	弁護士、世田谷区子どもの人権擁護委員
2	奥山 眞紀子	国立成育医療研究センター副院長 こころの診療部長、国「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」座長、国「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」構成員、国「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」構成員
3	黒田 邦夫	東京都社会福祉協議会児童部会制度政策推進部部長、二葉むさしが丘学園園長
4	鈴木 秀洋	日本大学危機管理学部准教授、前文京区男女協働・子ども家庭支援センター課長、国「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」構成員
5	松原 康雄	明治学院大学学長、東京都児童福祉審議会委員長

(2) 検討委員会（平成29年4月以降）

上記アドバイザー会議メンバーのほか、区内児童養護施設、里親会、医師会、弁護士会、民生・児童委員、障害者団体などの代表への参加・協力を依頼していく。

4 今後のスケジュール（予定）

平成29年	1月～3月	アドバイザー会議（各月1回）
	4月以降	検討委員会立ち上げ

【検討方法】

- 関係部課長会において各分野の課題を抽出し、「各区課題」、「共通課題」、「都協議課題」に分類した
- 特別区児童相談所移管準備連絡調整会議において、下記の「分類の定義」に基づき、関係部課長会で抽出・整理した課題の分類や文言等全体の調整・整理を行い、とりまとめた

【関係部課長会】

企画・財政担当部長会	財政課長会
総務部長会	人事・研修担当課長会
保健衛生主管部長会	保健衛生主管課長会
福祉主管部長会	障害福祉課長会 児童主管課長会

【分類の定義】

（各区課題）

- 希望区で検討する課題
- ※下記以外の都及び区間の協議を要する課題を含む

（共通課題）

- 区全体の共通課題として検討する課題のうち、都との協議を要しない課題

（都協議課題）

- 区全体の共通課題として、都との協議を要する課題

【抽出・整理された課題総数】

各区課題	共通課題	都協議課題
240項目	146項目	153項目

【各区課題】

- ◇児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担、子ども家庭支援センターの位置づけ及び子育て世代包括支援センターとの関係性の整理
- ◇児童相談所の設置形態（単独施設か複合施設か、一時保護所と併設するか否か）、設置場所、開設時期等の施設整備に関する検討
- ◇児童相談所及び一時保護所の職員規模（職員数）・職員構成・職員配置、職員採用の時期・人数・職種、組織構成・業務分担等の検討や夜間・休日体制、苦情相談体制の整備
- ◇一時保護所における単独設置・共同設置の別の検討や共同設置区間による協議、調整（設置方法、設置場所、定員、入所調整、費用負担など）
- ◇社会的養護に関する事項
 - ・社会的養護の体制整備に関する基本的考え方
 - ・里親支援策、里親委託の推進方策や里親会の取扱い
 - ・グループホームの設置促進方策

【共通課題】

- ◇職員の確保・育成・活用に関する事項
 - ・専門職の採用方法（「心理」等の統一選考化）、経験者採用（対象職種への「福祉」等の追加）
 - ・区間での人事交流及び派遣交流
 - ・共同研修の実施
- ◇一時保護所の相互利用、里親の相互委託の仕組みづくり
- ◇共通の児童相談システムの導入、中央児童相談所的機能の必要性の検討
- ◇児童相談所設置市の事務に関する実施基準・事務処理マニュアルの共通化や小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務の認定審査会の設置方法

【都協議課題】

- ◇児童相談所の立ち上げ支援及び児童相談所設置後の連携に関する事項
 - ・都職員の区への派遣、人事交流（身分切替）
 - ・区職員の都への派遣
 - ・設置後の都区間での職員派遣
 - ・業務マニュアルの提供
 - ・都区合同の会議体の設置（所長会等）
 - ・一時保護所、施設入所に係る広域調整
- ◇社会的養護に関する事項
 - ・都利用の児童養護施設等の活用
 - ・都区相互間の里親委託の仕組みづくり
- ◇児童相談所設置市の事務に関する情報提供（業務内容、事務の実施方法・基準、事務処理マニュアル等）や認可、指定、指導、検査の事務等に関する技術的支援
- ◇関連経費の財源移譲の方法（都区財政調整、補助金、分担金など）

1. 移管後の児童相談行政の体制について

【児童相談所の設置を希望する理由】

- 児童相談所を核として、子どもや家庭に関する身近な相談から虐待、障害、非行など、区があらゆる相談に一元的に対応することで、区民にわかりやすく、身近で利用しやすい児童相談体制を構築することができる。
- 子ども家庭支援センターの経験と実績を基盤に、これまで築いてきた地域の関係機関等とのネットワークを活用しながら、虐待予防から一時保護、社会的養護、家庭復帰までを子どもや家庭との関係を途切れさせること無く一貫して支援することができる。

【移管後の児童相談体制についての考え方】

- 児童相談所と子ども家庭支援センターの関係は、①及び②のいずれかを基本に、関係部署を含め、業務の再編・統合・分担を行うなど、各区の実情に即した体制を構築する。

① 児童相談所と子ども家庭支援センター機能を統合

② 子ども家庭支援センターを存続させ、児童相談所と機能を分担
- 法定化された「子育て世代包括支援センター」の整備については、子ども家庭支援センターをモデルとして法定化された「要保護児童等に対する支援拠点」が「子育て世代包括支援センター」の機能を取り込む形で、引き続き母子保健部署と子ども家庭支援センターとの役割分担を基本に、それぞれが対応する。

2. 児童相談所設置市の事務の実施方法について

- 事務の内容に応じて、児童相談所と関係部署（障害福祉所管課、保健衛生所管課など）において、必要な連携、調整を図りながら実施する。
- 事務処理に当たっては、統一の基準・マニュアルを策定するとともに、小児慢性疾患の医療給付に関する事務における「認定審査会」など、特に高度な専門性を有する専門医等の人材確保が必要となる事務について、共同処理の必要性を検討する。

3. 児童相談所及び一時保護所の職員確保・人材育成について

【常勤職員の確保予定人数】

児童相談所		一時保護所	
職 種	各区報告計	職種	各区報告計
常勤職員	603人	常勤職員	269人
〈児童福祉司(SV含む)〉	〈287人〉	〈児童指導員〉	〈232人〉
〈児童心理司(SV含む)〉	〈144人〉	〈看護師など〉	〈37人〉

＊児童福祉司・児童心理司・児童指導員・看護師などの人数は、常勤職員の内数である。

＜参考＞ 法改正に基づく新基準によって試算した希望区全体の児童福祉司・児童心理司の配置数 ※虐待対応件数による加算がないものとして試算
◇児童福祉司：232人 ◇児童心理司：116人

【職員確保・人材育成の方策】

職種等	確保策	育成策
所長	◇開設後一定期間は都職員の派遣要請 ◇所長経験者・医師等を採用 ◇管理職の有資格者を活用 ◇所長候補(有資格者)に対する管理職試験受験の勧奨	◇研修の計画的な実施 ◇児童相談所への派遣研修 ◇所長候補(有資格者)を児童相談関係部署に配置し、スキル向上を促進
児童福祉司	◇子ども家庭支援センター職員・保健師・保育士・福祉事務所ケースワーカー等を活用 ◇統一採用・経験者採用を活用 ◇社会福祉士・精神保健福祉士の資格取得推奨の実施 ◇都区間での人事交流	◇児童相談関係部署への配置や児童相談所への派遣の計画的な実施 ◇特別区専門研修の実施や都・子どもの虹情報センターが実施する研修の活用
児童心理司	◇統一採用及び人事交流制度(区間・都区間)を活用 ◇有資格者を各区で採用 ◇非常勤職員の中から適任者を採用	◇児童相談関係部署への配置や児童相談所への派遣の計画的な実施 ◇特別区専門研修や都・子どもの虹情報センターが実施する研修の活用
医師	◇区内医師会に推薦の協力依頼 ◇小児科医・小児精神科医等を非常勤又は嘱託で確保	◇特別区専門研修の実施
弁護士	◇非常勤又は顧問契約で確保	◇特別区専門研修の実施
一時保護所職員	◇統一採用を活用 ◇児童館職員(児童指導員)・保育士などの福祉職・子ども家庭支援センター職員等を活用 ◇開設後一定期間は都職員の派遣要請 ◇保育士の異動職場に一時保護所を加えてジョブローテーションを実施	◇一時保護所・児童養護施設等への派遣の計画的な実施 ◇児童相談関係部署への配置 ◇保育士が児童相談所研修を受講できる体制の整備 ◇特別区専門研修の実施や都、子どもの虹情報センターが実施する研修の活用

4. 一時保護所の持ち方について

設置方法		合計	設置方法の主な選択理由
単独設置		18区	◇主体的かつ迅速な一時保護が可能 ◇児童相談所と一時保護所の一元的な体制が確保でき、職員間の意思疎通が図りやすい。
運営方式	共同設置	5区	◇建設費や運営費等の効率化が可能 ◇複数区の需要に応じた定員設定とすることで、スケールメリットを活かした入所調整が可能
	管理執行協議会方式	4区	
	運営方式は未定	1区	
その他		1区	◇東京都の既存施設の活用(定員協定)

(注) 複数の設置方法を回答した区は、全てをカウントしている。

【一時保護所の定員】

希望区計:256名～268名

(注)定員に幅を持たせている区があるため、合計の定員に幅がある。

【一時保護所の設置にあたり想定される課題と対応策】

課題	対応策
◇自区の一時保護所で保護できないケースへの対応（児童の居所を秘匿する必要がある場合、定員を超過した場合等）	◇区間・都区間で一時保護所を相互利用するための共通ルールを策定
◇共同設置を希望する区間での調整	◇共同設置を希望する区で、設置方法、定員、箇所数、開設時期、費用負担等について協議、調整

5. 児童相談所及び一時保護所の施設整備について

施設整備方針	児童相談所	一時保護所
新規建設の検討	14区	13区
区有地・区有施設の活用	9区	10区
都の既存施設の活用	4区	4区

(注1)複数の方針を回答した区は、全てをカウントしている。

(注2)一時保護所を単独設置すると回答した区のうち、児童相談所と一時保護所を併設する区が12区、児童相談所と併設しない区が3区、検討中とした区が4区である。

6. 社会的養護の拡充について

【社会的養護体制の充実についての考え方】

- 家庭養護（里親、ファミリーホーム）を中心に、地域小規模児童養護施設（グループホーム）等の設置促進を図りながら、社会的養護体制を整えていく。あわせて、子どもの多様なニーズに対応するため、施設誘致の取組みを進めるなど、施設養護についても必要となる定員数を確保していく。

【家庭養護（里親、ファミリーホーム）の普及啓発に必要な方策】

- 広報紙、ホームページ、地域イベント等を活用した、地域密着型の広報活動
- 里親制度推進のための専門職員配置
- ファミリーホームの整備促進のため財政的な支援

【養育里親、養子縁組里親への支援に必要な方策】

- 保育園の入園配慮等の措置、レスパイトケア体制の強化
- 里親サロンの実施、里親会等の設置
- 里親の孤立化を防ぐための訪問支援の実施

【施設養護における必要な定員を確保するための方策】

施設	施設ごとの確保の方策
児童養護施設	◇東京都との定員協定の締結 ※1 ◇事業者への財政支援(希望区で共同基金を設立し、施設整備や運営費の補助を行う等) ※2
乳児院	◇誘致活動の実施 ※3
小規模グループケア	◇児童養護施設に対する設置促進活動の実施
グループホーム	◇空き家の活用
児童自立支援施設	◇希望区共同もしくは複数区での設置も検討
障害児入所施設	

(注) ※1から※3は、全施設に共通した確保策

7. 情報管理、情報共有の必要性について

児童相談システムの構築方針	合計
区で独自開発	1 2 区
区間で共同開発	6 区
都システムを活用	6 区

(注)複数の方針を回答した区は、全てをカウントしている。

【関係機関との情報共有が必要と思われる事項やその対応策】

- ケース情報等の区児相間・都児相間における情報共有のルールや仕組みについて、メンバーの活用も含めて検討する。
- 学校、保育所、保健所、警察、民生・児童委員等の関係機関との情報共有のルールや仕組みを構築する。
- 区合同・都区合同の所長会議や担当者会議等を定期的に開催する。

8. 夜間休日対応について

【夜間休日体制の考え方】

- 東京都の現行体制等を参考にして職員体制を整える。
- 時間外の通告・緊急一時保護については、一時保護所で対応する。
- 当番職員に携帯電話を所持させて緊急対応を行う。
- 区共同・都区共同による夜間休日体制を整備することについて検討する。

課題	対応策
◇緊急時の情報確認体制	◇緊急対応を行う当番を決める等の体制を確立
◇自区での一時保護が困難な児童を、夜間に一時保護することが必要となった場合の対応	◇一時保護所を相互利用する際の連絡体制の確保
◇警察が関与した緊急一時保護への対応	◇警察との連携について協議し、協力体制を確立 ◇警察との個別対応マニュアルを作成
◇職員の勤務体制	◇勤務体制や宿直手当の検討

9. その他必要と思われる項目

【警察との連携について】

- 定期的な連絡会等を開催して情報交換・情報連絡を行い、警察との連携を強化する。
- 合同研修を実施し、立ち入り調査・臨検・捜索等における連携・協力体制を構築する。
- 警察OBを採用し、虐待対応や非行少年に対応するためのスキルやノウハウを活用する。

【家庭裁判所との連携について】

- 定期的な連絡会等を開催して情報交換・情報連絡を行い、連携・協力体制を構築するとともに、申立手続きに必要な資料作成等に関するノウハウを蓄積していく。
- 児童相談所に配置する弁護士を活用して、連携を強化する。

【その他】

- メンタルフレンドの育成支援、母子生活支援施設の機能拡大、児童養護施設の退所者支援等について検討する。
- 要保護児童対策地域協議会を中心とした地域の関係機関との連携強化策について検討する。

別紙3

別紙3

項 目	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
東京都との調整等 (主なもの)	◆職員確保等に関する協議(区職員の都への派遣、都職員の区への派遣(身分切替)、都区相互間の職員派遣、児童相談所OB・警察OBの採用など) ～(それぞれの開設時期に合わせて調整)～							
	◆児童養護施設、乳児院等の既存の児童福祉施設の活用に関する協議							
	◆都児童自立支援施設の利用に関する協議							
	◆一時保護所の相互利用に関する協議							
	◆里親会の取扱いに関する協議							
	◆都区相互間の里親委託の仕組みに関する協議							
	◆児童相談所業務、ケースの引継ぎ							
	◆児童相談所設置市の事務に関する引継ぎ							
◆都との連携協力体制の構築(一時保護所・施設入所に係る広域調整、ケース情報・児童養護施設等の空き状況など共有、困難ケース等への助言・支援) (児童相談所設置市の事務に対する技術的支援、児童福祉審議会児童虐待死亡事例検証部会等の共同開催、都区合同の会議体(所長会等)の設置など)								
◆財調協議								
設置希望区での検討等 (主なもの)	◆一時保護所の相互利用に関する検討(基本ルール、入所調整、費用負担など)							
	◆一時保護所の共同設置希望区間での検討(設置方法・場所・箇所数、定員、入所調整、費用負担など)							
	◆児童相談所設置市の事務に関する処理方法(担当部署の割り振り、児童福祉審議会の委員構成、小児慢性特定疾病に関する事務の認定審査会の設置方法など)							
	◆一時保護所の施設整備補助金申請・協議							
	◆社会的養護に関する検討(里親委託の推進方策、里親の支援方策、グループホームの設置促進方策など)							
	◆区民への説明、施設建設の地元説明、保護者への説明							
	(H32開設予定) (H33開設予定) (H34開設予定) (H35開設予定) (H36開設予定)							
	◆児童相談所設置市の政令指定手続き							
◆条例等の規定整備								
特別区での検討 (企画・財政担当部長 会・財政課長会)	◆財調算定の方法							
	◆関連経費の都から区への財源移譲方法							